申告特例申請書添付書類 貼付台紙

下記①～②のいずれかを選択し、枠内に該当する書類を貼り付けて下さい。

□ ①マイナンバーカードの写し（両面）の場合

個人番号の確認	本人の確認
 [裏面貼付] ※12桁の番号が記載されている面 ※枠内に収まるように貼付ください。	 **[表面貼付]** ※顔写真のある面 ※枠内に収まるように貼付ください。

□ ②通知カードの写しまたは住民票（個人番号付き）の写しの場合

※貼り付ける本人確認の書類が顔写真なしの身分証明書の場合は2種類の書類の写しが必要です。

個人番号の確認	本人の確認
[通知カードの写し貼付] ※枠内に収まるように貼付ください。 **※通知カード（写し）を提出の場合、通知カード記載の氏名、住所等は住民票の記載と一致している必要がございます。通知カードに記載されている氏名、住所等が住民票の記載事項と異なる場合、個人番号確認書類としてはご利用いただけません。マイナンバーカード（写し）をご準備いただくか、住民票（写し：個人番号入り）をご提出ください。**	**[顔写真入り身分証明書の写し貼付]** または **[顔写真なし身分証明書の写し①]** （氏名、生年月日、住所が記載されているもの） ※枠内に収まるように貼付ください。
[住所等変更の記載のある面貼付] ※住所等の変更の記載がある場合は通知カードの裏面も貼付ください。 ※枠内に収まるように貼付ください。	**[住所等変更の記載のある面貼付]** ※住所等の変更の記載がある場合は通知カードの裏面も貼付ください。 ※枠内に収まるように貼付ください。
貼付イメージ 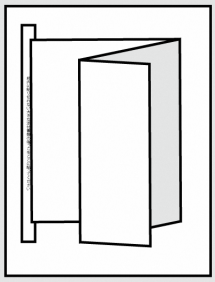	**[顔写真なし身分証明書の写し②]** （氏名、生年月日、住所が記載されているもの） ※枠内に収まるように貼付ください。

枠内に貼り切れない大きな添付書類の場合は、端をここに貼付ください

添付書類の住所は、「申告特例申請書」に記載の住所と一致する必要があります。

画像参照元：マイナンバーカード総合サイト https://www.kojinbango-card.go.jp